

台東区告示第 393 号

希望型指名競争入札の実施について

希望型指名競争入札を実施いたしますので、台東区希望型指名競争入札実施要綱（平成 17 年 7 月 1 日付 17 台総経第 208 号）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 6 月 25 日

東京都台東区長 服部 征夫

1 工事件名	くらまえ地域包括支援センター 3・4 階空調設備取替工事
2 工事場所	台東区蔵前二丁目 11 番 3 号
3 工事概要	・エアコン室外機 2 台、室内機 8 台の撤去、新設。 ・全熱交換器 4 台の撤去、新設。
4 履行期限	令和 8 年 2 月 27 日（金）
5 予定価格	入札後公表する。
6 低入札価格調査	設定する。 なお、契約事務規則の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）に伴い、最低制限価格の設定方法に新基準が適用される。下記の台東区ホームページから確認すること。（トップページ＞事業者の方へ（事業者向け情報）＞入札・契約情報＞契約に関するお知らせ＞最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の変更について）
7 入札方式	施工能力審査型総合評価方式（工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式）により実施する。落札者決定基準は、「施工能力審査内容及び落札者決定基準」による。
8 入札参加資格条件	入札参加申込時から落札者決定時まで、次の各資格要件を全て満たす者であること（（2）（8）については、令和 7 年 6 月 25 日（水）（以下「基準日」という。）時点における資格要件とする。ただし、（2）について、基準日以降に東京電子自治体共同運営（以下「共同運営」という。）の格付が変動し、申込時点において資格要件を満たす場合は申込みできるものとする。（10）の配置については、契約日からの要件とする。）。 （1） 共同運営の業種「空調工事」に登録があり、かつ、台東区に入札参加資格を有する者であること。 （2） 台東区内業者（台東区内に本店又は支店を有する者をいう。）であり、かつ、共同運営の格付が「A」、「B」又は「C」の者であること。 （3） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11

	第1項の規定により準用する第167条の4第1項の規定による制限を受けていない者であること及び第167条の11第1項の規定により準用する第167条の4第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていない者であること。 (4) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付10台総経発第170号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。 (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。 (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。 (8) 工事成績評価点算定の基礎となる工事成績点のうち、最も直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めないものとする。 (9) 関係会社は、同時に本件に申し込むことはできない（関係会社の定義は、共同運営「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き：四十四版」42ページに記載の【関係会社の定義】による。）。 (10) 施工現場に、建設業法（昭和24年法律第100号）の基準を満たす現場代理人及び監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者又は主任技術者を配置できること。現場代理人及び監理技術者又は主任技術者は、入札参加申込時の3月以上前から、入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
9 申込方法	(1) 共同運営電子調達サービス電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）で希望申請を行うこと（操作方法は「電子入札操作手順書」を参照のこと。）。 (2) (1)の後、台東区公式ホームページから下記11に定める提出書類を、必要事項を記入の上、紙媒体又はデータで提出すること。 (3) 紙媒体で提出する場合は、台東区役所総務部経理課契約担当（庁舎4階④番窓口）へ持参により提出すること。 (4) データで提出する場合は、電子入札サービスで希望申請を行う際に、添付資料の欄に添付すること。なお、施工能力審査型総合評価方式入札参加申込書（第1号様式）は、押印したものを提出すること。また、落札者は、落札後に原本を提出すること。

10 申込書提出期間	令和7年6月25日(水)午前9時から同年7月10日(木)午後5時まで。ただし、紙媒体で提出する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休日を除いた、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
11 提出書類 （（1）から（4）の様式は、台東区公式ホームページからダウンロードできます。）	（1） 施工能力審査型総合評価方式入札参加申込書（第1号様式） （2） 工事成績評価点算定対象工事の施工実績（第2号様式） （下記の書類を添付すること。） ア 対象工事实績を証明する契約書又はCORINS登録内容確認書（技術データを含む。）の写し イ 対象工事实績に係る工事成績評定通知書の写し （3） 配置予定技術者の資格及び実績（第3号様式） （下記の書類を添付すること。） ア 資格を確認するための書類 （ア） 監理技術者資格者証又は技術者の資格要件が確認できる書類の写し （イ） 監理技術者講習終了証の写し （ウ） 入札参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる、現場代理人及び配置予定技術者の社員証等の証明書の写し（現場代理人を監理技術者が兼ねる場合を除く。） イ 実績点を確認するための書類 技術者の同種工事实績を証明するCORINS登録内容確認書（技術データを含む。）の写し （4） 地域貢献活動等（第4号様式） （5） 障害者の雇用状況を確認するための書類（障害者を雇用している場合） ア 従業員数43.5人以上の場合 公共職業安定所長宛てに提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの） イ 従業員数43.5人未満の場合 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用状況の報告義務がない場合は、健康保険被保険者証（記号・番号はマスキングすること。）の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写し等の当該雇用を確認することができる書類 （6） 建設工事等競争入札参加資格審査受付票（裏面に印鑑証明書）の

	写し ※ 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めない。 ※ 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、当該技術者が死亡した場合等区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、新たな技術者は当該技術者と同等以上の者でなければならない。 ※ 主任技術者を配置予定の場合、(3)(イ)については添付不要とする。 ※ 上記(2)(3)(5)の添付書類については、必要により原本の提示を求めることがある。
1 2 入札参加資格者の決定	入札参加資格の有無を審査後、入札参加申込者全員にその結果を通知する。なお、入札参加資格が認められた後であっても、入札時まで「8 入札参加資格条件」((2)を除く。)を満たさなくなった場合は、入札に参加することはできない。
1 3 設計図書等の配布 (電子媒体にて配布)	配布日時 令和7年7月14日(月) 入札参加資格が認められた業者にのみ電子入札サービスにおいて設計図書等を配布する。
1 4 入札日時	令和7年7月30日(水) 午前10時00分
1 5 入札場所	電子入札サービス
1 6 入札期間	設計図書等を受領した時から令和7年7月30日(水)午前10時00分まで(ただし、電子入札サービス利用時間内に限る。)
1 7 入札方法等	(1) 電子入札サービスで、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額)を入力すること。 落札者の決定にあたっては、電子入札サービスで入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。 (2) 1回の入札で落札者が決定しない場合は、2回まで再度入札を行うので、電子入札サービスで再度入札の時間を確認し、入札すること。 再度入札予定時間 1回目 午前10時30分 2回目 午前11時00分
1 8 入札保証金	免除する。
1 9 契約保証金	契約金額の100分の10以上とすること。
2 0 週休2日促進工事	対象外とする

2 1 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 「8 入札参加資格条件」を満たさない者又は虚偽の申込みを行った者のした入札 (2) 所定の日時までに所定の方法で行わない入札 (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札 (4) 別途指定する内訳書と入札金額に相違がある入札 (5) その他入札条件に違反した入札
2 2 落札者の決定	「施工能力審査内容及び落札者決定基準」により落札者を決定する。 落札者は、台東区が必要とする書類を提出するものとする。 なお、落札者が、落札後、契約を締結するまでの間に、指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合、契約を締結しないことがある。
2 3 前金払、中間前金払及び部分払	(1) 前金払あり 東京都台東区契約事務規則(昭和39年6月台東区規則第13号。以下「契約事務規則」という。)による。 (2) 中間前金払あり 契約事務規則による。 (3) 部分払なし なお、契約事務規則の改正(令和7年4月1日施行)に伴い、前払金適用対象及び上限金額は設定方法に新基準が適用される。下記の台東区ホームページから確認すること。 (トップページ>事業者の方へ(事業者向け情報)>入札・契約情報>契約に関するお知らせ>最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の変更について)
2 4 その他	(1) 入札参加者は指名競争入札参加者心得を遵守すること。 (2) 入札参加希望者が少なく、競争入札に支障がある場合には、入札参加資格条件を満たす者の中から、追加して指名する場合がある。